

別表第2（第4条関係）

※指定難病の方

用具	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額 (円)
便器	常時介護を有する者	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
入浴補助用具	入浴に介護を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
歩行支援用具	下肢が不自由な者	転倒予防、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等であって、障害者等の身体機能の状態を十分踏まえ、かつ、必要な強度及び安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400

ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に 障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
移動用リフト	下肢又は体幹 機能に障害の ある者	介護者が障害者等を移動させるのに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
居宅生活動作 補助用具	下肢又は体幹 機能に障害の ある者	手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等の小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000
特殊便器	上肢機能に障 害のある者	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200
訓練用ベッド	下肢又は体幹 機能に障害の ある者	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自動消火器	火災発生の感 知及び非難が 著しく困難な 難病患者等 のみの世帯 及びこれに 準ずる世帯	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
酸素飽和度測 定器	人工呼吸器の 装着が必要な 者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500

暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状があり、かつ、原則として学齢児以上の者で、医師の意見書により当該用具が必要と認められるもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	434,500
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がん又は神経障害を起こすおそれがある者	紫外線をカットできるもの	—	年額 41,580
頭部保護帽	下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障害があり、歩行及び立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者、重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	ヘルメット型で歩行が困難な者が、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの A スポンジ及び革を主材料としているもの B スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年	A 15,200 B 36,750